

○ ウェブ報告システムを利用した申請等について

令和5年3月1日から、インターネット上で申請等を行うことができるウェブ報告システムの運用が開始されました。

ウェブ報告システムの利用方法等の詳細については、内閣府のホームページに掲載されています。

(1) ウェブ報告システム利用方法

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス
(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)
- ② NPO法人ポータルサイトの画面右上の「法人ログイン」をクリック
→ アカウント登録画面へ

※ 「ウェブ報告システムに関するマニュアル」は、アカウント登録画面の「アカウントの新規登録」をクリック → 「登録までの流れ」の欄に添付されています。

(2) 提出書類の留意点

ウェブ報告システムを利用する場合であっても、次の書類については書面により提出してください。

提出書類	提出部数	参照ページ
国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していることを証する書面 (所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書)	1部	98, 99